

兄弟姉妹在籍に伴う減免制度について (授業料減免・後援会費減免)

本学に兄弟姉妹が在籍する場合、下位学年のお子様(親権者と生計を一にする者)に対して年間授業料及び後期分の後援会費が減免されます。

つきましては、申請条件をご確認いただき、該当される場合は、申請期間中(9/10~10/31)に必要な書類を各キャンパス庶務課へ提出してください。

なお、下位学年のお子様が高校又は附属学校に在籍している場合は、高校又は附属学校事務室で申請してください。

申請期間：9月10日～10月31日(土日祝日除く)

1. 年間授業料が3分の1減免される場合

【申請条件】

次の すべて に該当する者。

兄弟姉妹ともに前期分及び後期分の学納金が納入済みである。

兄弟姉妹ともに岐阜聖徳学園大学または岐阜聖徳学園大学短期大学部幼児教育学科第一部に在籍し、親権者と生計を一にしている。

(大学院及び短期大学部幼児教育学科第三部の在学者は対象外)

以下の奨学金制度や高等教育の修学支援新制度(授業料減免)との併用はできますが、減免対象となる授業料の額は、本来納入する額と奨学金制度の受給額及び授業料減免額との差額を限度とします。

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ・スカラシップ(入学者選抜制度を活用した奨学金) | ・課外活動特別推薦入学者奨学金 |
| ・Yawaragi 奨学金 | ・短期大学部特別選奨生奨学金 |
| ・岐阜聖徳学園大学課外活動奨励奨学金 | ・特別選抜奨学金 |
| ・学生外国留学奨学金 | ・短期大学部特別奨学金 |
| ・修学支援奨学金(令和元年度以前の対象者) | ・看護学部海外研修奨学金 |
| ・経済情報学部指定校制推薦入学者奨学金 | ・被災学生支援奨学金 |

【提出書類】

- ・設置学校兄弟姉妹同時在籍者の授業料減免申請書(HPに掲載)
- ・振込先口座の通帳の写し
(銀行名、支店名、口座番号、口座名義(フリガナ)が記載されているもの)
- ・住民票(兄弟姉妹と保護者の続柄が記載され且つマイナンバーの記載のないもの)

【記入方法】

入学年度・学部・奨学金等により授業料の金額が異なります。

【表1】の「授業料(年額)」を確認し、「減免申請額」を『設置学校兄弟姉妹同時在籍者の授業料減免申請書』の「減免申請金額」欄に記入してください。

【表 1】 減免申請額 千円未満切り捨て

授業料(年額)	減免申請額 (* 1/3)
270,000 円	90,000 円
350,000 円	116,000 円
360,000 円	120,000 円
400,000 円	133,000 円
450,000 円	150,000 円
470,000 円	156,000 円
500,000 円	166,000 円
540,000 円	180,000 円
700,000 円	233,000 円
800,000 円	266,000 円
900,000 円	300,000 円

【表 1】の 授業料(年額)に該当金額がない場合は、各自ご確認のうえ減免申請金額を申請書にご記入ください。

2. 後援会費が年間納入額の **2分の1** 減免される場合

【申請条件】

次の ~ すべてに該当する者。

兄弟姉妹ともに前期分及び後期分の後援会費が納入済みである。

兄弟姉妹ともに岐阜聖徳学園大学または岐阜聖徳学園大学短期大学部に在籍し、親権者と生計を一にしている。(大学院は対象外)

【提出書類】

- ・後援会費減免申請書 【様式 1】(HP に掲載)
- ・後援会費還付口座 【様式 2】(HP に掲載)
- ・振込先口座の通帳の写し

過去に兄弟姉妹在籍に伴う減免制度を受けられた方でも、今年度適用されるためには、上記書類を提出していただく必要があります。

【提出先】

羽島キャンパス 羽島庶務課

〒501-6194 岐阜市柳津町高桑西一丁目 1 番地

TEL : 058-279-0804

岐阜キャンパス 岐阜庶務課

〒500-8288 岐阜市中鶉一丁目 3 8 番地

TEL : 058-278-0711